

改正後

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税等の必要経費算入に関する明細書【一面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

（平成23年分）

所得用

氏 名

平成23年分 外消費税額等 の必要経費算入額等 の明細	課税仕入れ等の税額等	①		円	二面の㉔の金額を転記します。	
	控除対象仕入税額等	②				二面の㉕の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (①－②)	③				
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④				
	③のうち資産に係るもの 以外のものの金額	⑤				平成23年分の必要経費に算入します。 この割合が80%（端数処理は行いません。）以上の場合は、④欄の金額を平成23年分の必要経費に算入します。 ●この場合には、⑦欄～⑪欄は書かないでください。
	消費税の課税売上割合	⑥		円		
	④のうち棚卸資産に係るものの合計額 ④のうち一資産に係るものの金額が20万円未満のものの合計額	⑦		円		
	繰延消費税計算 繰延消費税額等 (④－⑦－⑧)	⑧				これらの金額は、平成23年分の必要経費に算入します
	⑧のうち平成23年分の必要経費算入額 (⑧× $\frac{60}{100}$ × $\frac{1}{2}$)	⑨				
	平成24年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑧－⑨)	⑩				
	平成22年分 の必要経費算入額等 の明細	平成22年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑨の金額)	⑪			「 $\frac{60}{100}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
⑪のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑪の金額)		⑫				
⑫のうち平成23年分の必要経費算入額 (⑫× $\frac{60}{100}$)		⑬				
平成24年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑫－⑬)		⑭				
平成21年分 の必要経費算入額等 の明細	平成21年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑮			これらの金額は、平成23年分の必要経費に算入します	
	⑮のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑮の金額)	⑯				
	⑯のうち平成23年分の必要経費算入額 (⑯× $\frac{60}{100}$)	⑰				
	平成24年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑯－⑰)	⑱				
平成20年分 の必要経費算入額等 の明細	平成20年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑱の金額)	⑲			「 $\frac{60}{100}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	⑲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑲の金額)	⑳				
	⑳のうち平成23年分の必要経費算入額 (⑳× $\frac{60}{100}$)	㉑				
	平成24年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑲－㉑)	㉒				
平成19年分 の必要経費算入額等 の明細	平成19年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉒の金額)	㉓			これらの金額は、平成23年分の必要経費に算入します	
	㉓のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉓の金額)	㉔				
	㉔のうち平成23年分の必要経費算入額 (㉔× $\frac{60}{100}$)	㉕				
	平成24年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉓－㉕)	㉖				
平成18年分 の必要経費算入額等 の明細	平成18年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉖の金額)	㉗			「 $\frac{60}{100}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉗のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉗の金額)	㉘				
	㉘のうち平成23年分の必要経費算入額 (㉘× $\frac{60}{100}$)	㉙				
	平成24年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉗－㉙)	㉚				
平成17年分 の必要経費算入額等 の明細	平成17年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉚の金額)	㉛			これらの金額は、平成23年分の必要経費に算入します	
	㉛のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉛の金額)	㉜				
	㉜のうち平成23年分の必要経費算入額 (㉜× $\frac{60}{100}$)	㉝				
	平成24年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉛－㉝)	㉞				

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※ ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子＝課税資産の譲渡等の対価の額（税抜）（輸出取引等の金額を含みます。）
分母＝資産の譲渡等の対価の額（税抜）（非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。）
（注）売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

改正前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税等の必要経費算入に関する明細書【一面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

（平成22年分）

所得用

氏 名

平成22年分 外消費税額等 の必要経費算入額等 の明細	課税仕入れ等の税額等	①		円	二面の㉔の金額を転記します。	
	控除対象仕入税額等	②				二面の㉕の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (①－②)	③				
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④				
	③のうち資産に係るもの 以外のものの金額	⑤				平成22年分の必要経費に算入します。 この割合が80%（端数処理は行いません。）以上の場合は、④欄の金額を平成22年分の必要経費に算入します。 ●この場合には、⑦欄～⑪欄は書かないでください。
	消費税の課税売上割合	⑥		円		
	④のうち棚卸資産に係るものの合計額 ④のうち一資産に係るものの金額が20万円未満のものの合計額	⑦		円		
	繰延消費税計算 繰延消費税額等 (④－⑦－⑧)	⑧				これらの金額は、平成22年分の必要経費に算入します
	⑧のうち平成22年分の必要経費算入額 (⑧× $\frac{60}{100}$ × $\frac{1}{2}$)	⑨				
	平成23年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑧－⑨)	⑩				
	平成21年分 の必要経費算入額等 の明細	平成21年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑨の金額)	⑪			「 $\frac{60}{100}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
⑪のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑪の金額)		⑫				
⑫のうち平成22年分の必要経費算入額 (⑫× $\frac{60}{100}$)		⑬				
平成23年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑫－⑬)		⑭				
平成20年分 の必要経費算入額等 の明細	平成20年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑮			これらの金額は、平成22年分の必要経費に算入します	
	⑮のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑮の金額)	⑯				
	⑯のうち平成22年分の必要経費算入額 (⑯× $\frac{60}{100}$)	⑰				
	平成23年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑯－⑰)	⑱				
平成19年分 の必要経費算入額等 の明細	平成19年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑱の金額)	⑲			「 $\frac{60}{100}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	⑲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑲の金額)	⑳				
	⑳のうち平成22年分の必要経費算入額 (⑳× $\frac{60}{100}$)	㉑				
	平成23年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑲－㉑)	㉒				
平成18年分 の必要経費算入額等 の明細	平成18年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉒の金額)	㉓			これらの金額は、平成22年分の必要経費に算入します	
	㉓のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉓の金額)	㉔				
	㉔のうち平成22年分の必要経費算入額 (㉔× $\frac{60}{100}$)	㉕				
	平成23年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉓－㉕)	㉖				
平成17年分 の必要経費算入額等 の明細	平成17年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉖の金額)	㉗			「 $\frac{60}{100}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉗のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉗の金額)	㉘				
	㉘のうち平成22年分の必要経費算入額 (㉘× $\frac{60}{100}$)	㉙				
	平成23年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉗－㉙)	㉚				

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※ ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子＝課税資産の譲渡等の対価の額（税抜）（輸出取引等の金額を含みます。）
分母＝資産の譲渡等の対価の額（税抜）（非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。）
（注）売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

改

正

後

個⑥012

資産に係る控除対象外消費税等の必要経費算入に関する明細書【二面】

二面

● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成23年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。

● この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。

● 平成23年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（④欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、㊦欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計	
課税仕入れ等の税額等	④ 円	㊦ $(④ \times \frac{1}{4})$ 円	㊧ $(④ + ㊦)$ 円	→ 一面の①欄に 転記します。
控除対象仕入税額等	㊥	㊨ $(㊥ \times \frac{1}{4})$	㊩ $(㊥ + ㊨)$	→ 一面の②欄に 転記します。

改

正

前

個⑥012

資産に係る控除対象外消費税等の必要経費算入に関する明細書【二面】

二面

● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成22年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成17年、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。

● この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。

● 平成22年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（④欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、㊦欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計	
課税仕入れ等の税額等	④ 円	㊦ $(④ \times \frac{1}{4})$ 円	㊧ $(④ + ㊦)$ 円	→ 一面の①欄に 転記します。
控除対象仕入税額等	㊥	㊨ $(㊥ \times \frac{1}{4})$	㊩ $(㊥ + ㊨)$	→ 一面の②欄に 転記します。